令和７年（フ）第２８６号
静岡県浜松市中央区原島町365番地の１
破産者　株式会社みんなの派遣
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６４８号
京都市南区上鳥羽菅田町67番地
破産者　株式会社田中建設
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１６３２号
京都府向日市寺戸町二ノ坪20番地の62
破産者　合同会社わたげ
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１６３４号
京都府宇治市蒐道谷下り８番地の１パデシオン宇治三室戸Ⅱ番館619号
破産者　有限会社鍵工房
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第８２号
鹿児島市西伊敷７丁目35番４号　ヒルズ西伊敷Ｂ棟201号、申立時の住所鹿児島市持木町98番地１　持木住宅４号
破産者　池上　清美
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３４号
熊本県上天草市姫戸町姫浦3043番地12
破産者　前田　姿子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第３号
鹿児島県いちき串木野市浜田町73番地
破産者　川崎　幾夫
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１６６号
鹿児島市小野４丁目３―11、住民票上の住所鹿児島市伊敷町2365番地５
破産者　瀬戸口弘二
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５７１号
札幌市豊平区美園５条２丁目２番12―303号
破産者　十亀　　舞
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和５年（フ）第２２号
秋田県湯沢市皆瀬字藤倉405番地
破産者　髙橋　　惇
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第２６号
秋田県横手市平鹿町中吉田字薬師堂浦28番地
破産者　柴田　愛翔
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第２８号
秋田県横手市十文字町植田字沼尻84番地
破産者　佐々木泰友
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第２９号
秋田県横手市平鹿町醍醐字馬鞍111番地
破産者　平塚　和広
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第３０号
秋田県横手市平鹿町浅舞字蜂笛19番地７
破産者　後藤　長作
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第４３５号
茨城県小美玉市江戸90番地88、前住所茨城県小美玉市高田34番地１
破産者　中山　卓也
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７９号
茨城県水戸市百合が丘町８番地の１　県営百合が丘アパート５棟403号
破産者　庄司　　薫
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１２３号
茨城県水戸市千波町1719番地の１
破産者　徳江　英昌
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１３３号
茨城県水戸市元吉田町2111番地の４　メゾングレースＨ棟201号
破産者　海老根泰河（旧姓岡村）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９９号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番３―106号有馬第二住宅
破産者　高山幸雄こと　ＰＡＲＫ　ＨＡＥＮＧ　ＵＮＧ　朴　幸雄
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４４号
川崎市川崎区小田栄２丁目２番２―204号
破産者　直井　　優
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係